

平成 28 年 9 月 21 日

~~平成28年9月20日~~ 16:00以降解禁

平成 28 年 9 月 ~~15~~ 20 日

資料提供先 福山市政記者クラブ

## 特殊車両に対する指導取締を実施します！！ ～違反車両撲滅のため取締を強化～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可又は違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

福山河川国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対して是正指導を行うことを目的に、広島県警察の協力を得て、特殊車両の指導取締を定期的実施しています。

平成 26 年 5 月 9 日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路をきわめて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを進めています。

国土交通省HP [http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000420.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html)

21日(水)

- 日 時： 平成 28 年 9 月 ~~20日(火)~~ 9:30～11:30  
14:00～16:00

(雨天等で取締を中止する場合があります。)

※平成 28 年度は第 5 回目、6 回目の取締となります。

- 場 所： 一般国道 2 号 <sup>だいもん</sup> 大門取締基地 (上り) 9:30～  
一般国道 2 号 <sup>だいもん</sup> 大門取締基地 (下り) 14:00～

(所在地：福山市大門町野々浜地内) (別紙-1, 2)

- 協力機関： 広島県警察本部 交通部 交通機動隊

- 留意事項： 取締予定の報道解禁は、取締日の 16 時 00 分以降とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。  
なお、取締時のカメラ取材は可能です。

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 <sup>きしべ</sup> 岸部 <sup>あきかず</sup> 明和

【担 当】道路管理第一課長 <sup>おおたに</sup> 大谷 <sup>のぶひで</sup> 信英

TEL(084) 923 - 2553 (ダイヤルイン)

FAX(084) 923 - 2558

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

【広報担当窓口】調査設計第二課長 <sup>おかもと</sup> 岡本 <sup>しんじ</sup> 慎二

TEL(084) 923 - 2510 (ダイヤルイン)